

保護者各位

三木市教育長 西本 則彦

保育料の過少請求について

このたびの保育料の過少請求につきましては、保護者の皆様に大変なご迷惑をおかけし、改めてお詫び申し上げます。ご報告が遅くなりましたことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。

また、大変急なお願いにもかかわらず、納入いただきました保護者の皆様方には感謝申し上げます。

納付依頼後、説明会や窓口等において、保護者の皆様からは多くのお叱りとともに、ご要望、ご質問等をいただきましたことを受け、今後の取扱いにつきましては、別添のとおりお知らせいたします。

なお、説明会での主な質問内容とこれに対する検討後の回答につきましては、次のとおりです。

記

Q 保育料を間違った原因は何か。

A 制度変更に伴うシステム改修を行う際に、システム業者に対し、職員が誤った指示をしてしまったためです。

Q 保育料の追加請求分は、どうしても支払わなければならないのか。

A 本来お支払いただくべき保育料であり、受益者負担の考え方と本来の保育料を納付いただいている保護者の方との公平性の観点から、納付いただくべき額と考えています。

Q 納期限まで、期間が短すぎるのではないか。

A 平成30年5月31日までの納付期限としていましたが、期限を延長させていただきます。(期限の詳細は、「保育料過少請求に係る今後の取扱い」をご参照ください。)

Q 納付方法が限られており、不便ではないか。

A 納付方法については、納付書による納付か、民間施設への直接納付としていましたが、ご要望を受け、口座振替での納入も可能としました。(納入方法の詳細は、「保育料過少請求に係る今後の取扱い」をご参照ください。)

Q 保育料の請求には、時効があるのか。

A 支払先が三木市の場合は5年で、支払先が民間認定こども園の場合は、2年です。(時効の詳細は、「保育料過少請求に係る今後の取扱い」をご参照ください。)

ご連絡先

三木市教育委員会 教育振興部
教育・保育課 (担当：正心均)

電話 0794-82-2000 (内線 3541・3542)

メール kyoikuhoiku@city.miki.lg.jp